

《公立保育所における歯科検診等について》

○各公立保育所へ嘱託歯科医師に来所していただき実施

令和 8 年度は 15 か所で実施

※嘱託歯科医師の委嘱期間は 2 年で、現在の任期は今年度末まで

委嘱は歯科医師会からの推薦に基づくが、継続いただける場合が多い
同様に嘱託医師も配置されていて、健康診断や健康管理を担っている

○検診の対象者は入所している全児童

公立保育所の最少受入年齢は満 1 歳からが多いが、1 歳未満児を受け入れている保育所が 2 か所ある（粕川保育所：6 か月、富士見保育所：10 か月）

発達面等に様々な特性をもった児童も在籍しているため、対応を工夫しながら実施している

○実施時期は 5 月後半から 6 月

検診当日に欠席した児童は、後日保育所職員が嘱託歯科医師の歯科医院へ送迎し対応していただいている ⇒ 受診率は 99% 以上を維持

○検診結果は歯科検診票として保護者へ渡す

検診票には歯式とともに「むし歯の本数」や「清掃状況」、「指示事項」が記載され、治療等が必要な場合には検診票を持参して受診してもらうよう案内している

※検診票と同様の内容を「健康の記録」（健康診断や尿検査などの結果を経年で記録するもの）に記載し、保育所で保管

【参考】

R7 年度 公立保育所歯科検診結果概要

	受診率	虫歯有	不正咬合有
年少	100%	12.1%	3.4%
年中	100%	18.4%	1.9%
年長	99.3%	22.3%	3.4%

※不正咬合については R7 年度分から集計を開始